

平成 27 年 3 月 24 日（火）

於 特許庁庁舎 16 階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会
第 7 回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成 27 年 3 月 24 日（火） 16 : 30～18 : 06
2. 場 所： 特許庁 16 階 特別会議室
3. 出席委員： 相澤委員長、蘆立委員、飯田委員、市毛委員、北村委員、河野委員、櫻井委員、高倉委員、長澤委員、野坂委員、古谷委員、柵木委員、南委員
4. 議 題： 開会
弁理士法の改正について
弁理士試験制度の改正について
日本弁理士会の取組について
閉会

1. 開 会

○米田秘書課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から産業構造審議会知的財産分科会第7回弁理士制度小委員会を開催いたします。

前回の開催から1年余りたつてございますけれども、本日は御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、井上委員が御欠席との連絡を受けておりますので、相澤小委員長を含めまして計13名の御出席をいただいております。

それでは、まず、委員の交代が若干ございましたので、交代された委員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。まず、日本弁理士会副会長 北村修一郎委員。

続きまして、知的財産高等裁判所から来ていただいております柵木澄子委員。

以上のお二方でございます。

また、本小委員会では、小委員長の御判断によりまして、必要に応じて委員以外の者を招聘し意見を聞くことができるということになっております。本日は工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会長として、弁理士試験制度の改正に取り組んでいただきました明治大学法科大学院教授 熊谷健一様にお越しいただいております。

それでは、以降の議事進行を相澤小委員長にお願いしたいと存じます。相澤先生、よろしく願いいたします。

○相澤委員長 伊藤特許庁長官から御挨拶をいただきたいと思っております。

○伊藤長官 特許庁長官の伊藤でございます。本日は本当に御多忙のところ御参加いただきまして、ありがとうございます。第7回の弁理士制度小委員会の開催ということで、一言御挨拶申し上げます。

この小委員会は御案内のとおり、世界最高の「知財立国」を目指した人的基盤の整備のため、昨年度6回開催していただきまして、「弁理士制度の見直しの方向性」というタイトルの報告書をおまとめいただいたところでございます。この報告書を踏まえまして、特許庁としても弁理士法の改正に取り組んでまいりましたし、また日本弁理士会の方でも、弁理士の使命の明確化に伴って、ガバナンスの強化などの取組を進められてきたと承知しております。

来週4月1日、改正弁理士法の施行も迎えます。本日の小委員会、この報告書で御指摘いただいた後のこの1年間の、特許庁と日本弁理士会の取組状況のフォローアップをして

いただくとおっしゃって、前回の開催から1年たっておりますが、今一度弁理士制度のあり方について、さまざまな観点から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

以上、簡単でございますけれども、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

配布資料の確認を事務局からお願いします。

○武田弁理士室長 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に「座席表」、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」とございます。次に、資料1「弁理士法改正の概要(平成26年法改正)」、資料2「弁理士試験制度改正の概要(平成26年省令改正等)」、資料3「日本弁理士会における自治等の取組に関する報告」、こちらは別紙として参考資料集もついております。続きまして、参考資料でございます。参考資料1は報告書でございます「弁理士制度の見直しの方向性について」、参考資料2は弁理士の人数・志願者・合格者推移、参考資料3は「平成28年度から弁理士試験制度が変わります」というタイトルのパンフレットでございます。続きまして、参考資料4「弁理士制度小委員会報告書への対応状況」、最後に参考資料5「弁理士白書」、こちらも原本でございますので、資料番号は付しておりません。以上、8点でございます。不足等ございませんでしょうか。

なお、資料3及び参考資料5は、日本弁理士会に御用意いただきました。

もう一点お願いがございます。御発言なさる際にはお手元のマイクのスイッチを入れていただき、マイクに近づいて御発言いただくようお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、「弁理士法の改正について」、「弁理士試験制度の改正について」、「日本弁理士会の取組について」です。説明の順番ですが、本日の小委員会は、昨年取りまとめた報告書のフォローアップが主題ですので、最初に「弁理士法の改正について」を事務局から、次に「弁理士試験制度の改正について」を熊谷教授から、最後に「日本弁理士会の取組について」を日本弁理士会から御説明いただき、その後まとめて討議を行いたいと思います。

2. 弁理士法の改正について

○相澤委員長 最初の議題であります「弁理士法の改正について」、事務局から説明をお願いします。

○武田弁理士室長 それでは、弁理士法改正の概要について御説明いたします。資料1を御覧ください。

昨年6月に改訂版が閣議決定されました「日本再興戦略」、それから「知的財産政策に関する基本方針」には、世界最高の「知的財産立国」という国家目標が位置付けられています。この実現のために、知的財産制度の重要な担い手である弁理士に、これまで以上に、知的財産の創造・保護・活用の促進について貢献することが求められています。

このような基本認識のもと、弁理士制度小委員会では、平成19年の改正弁理士法の附則第6条に規定されております、5年後見直し規定に基づき改正法の施行後の運用状況を踏まえつつ弁理士制度のあり方について御検討いただき、参考資料1としてつけておりますが、昨年2月に報告書、「弁理士制度の見直しの方向性について」を取りまとめていただいております。世界最高の「知的財産立国」の実現に向け、必要な制度的・人的基盤を整備すべく、今回の弁理士法の一部改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が第186回通常国会において、昨年4月25日に可決・成立し、5月14日に公布されました。

今回の弁理士法の改正では、弁理士制度小委員会報告書での指摘事項とあわせ、意匠制度小委員会報告書における指摘事項であります、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に係る規定の整備にも対応しております。

なお、改正弁理士法の施行日は、ジュネーブ改正協定への加入に係る規定を除き、今年の4月1日であり、ジュネーブ改正協定への加入に係る規定は5月13日となっております。

それでは、具体的な改正内容を、弁理士制度小委員会、意匠制度小委員会の各報告書における指摘事項と対比しながら御紹介いたします。

まず、弁理士制度小委員会報告書、「弁理士制度の見直しの方向性について」に対応する改正内容でございます。議論の柱となった3つの観点に沿って御説明いたします。1つ目の柱はイノベーションを支えるための業務基盤等の整備です。まず、弁理士の使命の明確化についてでございます。弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律上に明記することといたしました。改正後の法の条文は資料の5ページを御覧ください。

第1条（弁理士の使命）でございます。「弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適切な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」、この規定により、弁理士はもと

より、弁理士を取り巻く関係者の理解と認識が深まり、弁理士によるサービスのさらなる品質向上や、それに伴う弁理士の一層の活躍が進むことが期待されます。弁理士の使命の規定に伴い、特許業務法人についても、弁理士の使命、職責が準用され、また、日本弁理士会の目的についても併せて整備されております。

続きまして、2ページを御覧ください。役員解任権の廃止でございます。現行法第72条には、日本弁理士会の役員が、法令または日本弁理士会会則に違反し、あるいは公益を害すると認められるような場合において、その是正のために経済産業大臣が行使する監督権の一つとして役員解任権が規定されております。しかし、日本弁理士会は、会員たる弁理士に対する規律の維持、資質の向上、必要な場合における適切な処分など運営管理やガバナンスの強化に取り組んでいくことをうたっており、会の自治を強化し、会自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにするため、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止することといたしました。

続きまして、利益相反規定の見直しでございます。弁理士が担う業務の高度化・多様化・国際化に伴い、外国の制度、実務に精通し、最先端の技術にも対応できるある程度大規模な特許事務所が必要となりますが、このような特許事務所を実現するためには、個々の高い専門性を有する弁理士が集まって規模を確保することが必要です。この点に関し、弁理士法の利益相反規定が特許業務法人に所属していた弁理士の異動に対する過度の制約になっているとの指摘がありました。そこで、特許業務法人に所属していた弁理士の異動について利益相反規定が過度の制約とならないよう、法人が関与していた事件であります、弁理士が自ら関与していなかった事件に関する制約を緩和することといたしました。

なお、その前提として、関与していた事件、関与していない事件について事務所内での情報のコンタミネーションが起こっていないことが必要であり、日本弁理士会において情報遮断措置、いわゆるチャイニーズウォール・ルールの明確化を行い、これを会員に周知徹底することなど必要な手当てを行うこととされておりました。これにつきましては後ほどの議題で、日本弁理士会から御紹介があると伺っております。

次に2つ目の柱、裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供でございます。まず、発明発掘等相談業務の明確化でございますが、特許等の出願以前の段階で、どのような発明を出願し権利化するか、あるいはノウハウとして管理するかなど、こういった相談に弁理士が応じることについて弁理士法で明確化することといたしました。これにより、出願以前の段階における発明発掘等の相談―特許出願等の代理―特許権のライセンス契約等の

権利活用という一貫した支援を「弁理士又は特許業務法人として」実施することができることが明確化されています。

なお、企業のOBなど弁理士以外にもこうした相談業務について知見を有する者がおり、アイデア段階での相談業務を弁理士の専権とすることは妥当ではないという指摘があったこともありまして、この業務は弁理士の専権業務とはせず、標榜業務として法律に規定することといたしました。

続きまして、水際差止及び裁判外紛争解決手続、ADR手続に関する相談業務の明確化でございます。弁理士制度小委員会では、知的財産全般の相談に関してワンストップサービスの実現が必要との意見や、ユーザーの視点に立ちつつ、特許発明に通暁した弁理士と訴訟代理に通暁した弁護士が協力するなど、それぞれの得意分野を生かしつつ、土業がしっくり連携して対応することが必要ではないかといった意見が出されました。

こうした意見を踏まえまして、小委員会の報告書では、弁理士が応じることができる相談の範囲を明確化しつつ、弁護士をはじめとした他の土業とも適切に連携する体制を整えることも含めて、知的財産相談に係るワンストップサービスを実現することにより、企業等があまねく知的財産を戦略的に活用できるようにするため環境整備を行うことが適切であると指摘されております。

これを受け、今回の改正では、水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務ができる旨を明確化することといたしました。

3つ目の柱、グローバルの強さに貢献するための資質の向上の弁理士試験の充実については、次の議題で御報告いたします。

続きまして、意匠制度小委員会報告書における指摘事項に対応した意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に係る規定の整備でございます。4ページでございます。以上の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定は、各国別に発生する出願の手続を一元化し、国際事務局への1つの出願手続で指定した国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができる意匠の国際出願を可能とする協定でございます。ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に係る規定の整備の一環として、弁理士の業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等を追加することなど規定の整備をすることといたしました。

簡単ではありますが、弁理士法の改正の概要については以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

3. 弁理士試験制度の改正について

○相澤委員長 それでは、「弁理士試験制度の改正について」、試験制度部会長として弁理士試験制度の改正を取りまとめていただきました、明治大学の熊谷法科大学院教授から御説明をお願いします。

○熊谷教授 熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2に基づいて簡単に御説明させていただきたいと思えます。

ただいま御説明がございましたように、小委員会の報告書において大きく3点の提言がございました。1点が、短答式筆記試験における科目別合格基準の導入でございます。あと2点が、論文式筆記試験に関するものでして、必須科目における条約の取り扱いと選択科目の選択問題の集約でございます。これらにつきまして、昨年5月から3回、試験制度部会を開催し議論の結果をまとめましたので、それについて簡単に御報告したいと思います。

まず、短答式筆記試験の科目別合格基準の導入でございますが、報告書においては、科目別の合格基準の導入が適切であるということをお提言いただき、合格基準の設定、出題数の増加等の試験の運用の詳細については、合格者に求める能力の水準と受験生に与える影響を考慮しながら、工業所有権審議会で検討することが必要であるということが御提言されましたので、それを受けて検討いたしました。

結論は、資料2の1ページ目に書いてありますように、出題数と出題の比率は現行を維持した上で、科目ごとに特許・実用新案を1科目、あと意匠、商標、条約をそれぞれ1科目、著作権と不正競争防止法をあわせて1科目とし、それぞれ合格基準を設定することとしました。具体的には、各科目の満点の40%以上を原則とするということでございますので、10問の出題であれば、4問正解するということが合格基準ということになります。そして、工業所有権審議会が相当と認めるものとするお提言でしたが、資料の括弧の中にも書いてございますが、あまりにも平均点が低かったりした場合には、40%ではない合格基準を設定することを可能とするものでございます。

次に、論文式筆記試験必須科目における条約の取り扱いでございますが、これも報告書におきまして、条約を論文式筆記試験の単独の科目とするのではなく、現在の出題の枠組みを維持することが適切である一方、近年の弁理士の業務における条約の重要性の高まり

を踏まえれば、条約の知識が担保されるように試験を実施することが適切であるとおまとめいただき、具体的には、条約に対する問題の内容や出題頻度、その周知方法等について検討するようというところでございました。

その結果でございますが、(参考1)が資料2を御覧いただくと、特許・実用新案、意匠、商標、それぞれ平成14年以降の条約に関連する問題の出題の状況が書かれておりますが、平成19年以降は必ずいずれかの科目で条約に関連する問題が平成19年以降毎年なされております。このことは条約に関する学習を促す効果が期待できる状況になっているのではないかと、受験者に対して条約を含めた幅広い学習を促す効果に配慮しつつ、具体的な出題については工業所有権審議会の試験部会で検討することが適切とし、条約の解釈、判断を問うことにつきましては、受験者がほぼ確実に接する媒体、案内を通じて周知を図ることとしました。

最後に、論文式筆記試験の選択科目でございますが、これも報告書におきましては、選択問題間の難易度をそろえて試験の公平性を担保するために、選択問題の集約を図ることが適切であるということで、具体的な集約方法について試験制度部会において検討をさせていただきます。

その結果は、2つございます。1つは、短答式筆記試験においても考査している「著作権法」及び「不正競争防止法」について、他の選択科目との公平性の観点から、廃止することとしました。もう1つは、各科目の基礎的な分野を選定し、選択問題の集約を図ることといたしました。これにつきましても、資料2の(参考2)に、現行の選択問題と今後集約された改正後の選択問題が1つの図になっておりますので、それを御覧いただければと思います。基礎的な科目を中心に問題を選んだ結果であり、応用的な分野を学んだ者であれば、基礎に当たる分野は当然修得していると考えることによりまして、廃止される選択問題を受験していた受験生であっても、負担はさほど多くなく基礎的な分野に関する選択問題で受験することができると考えられます。

また、選択科目には免除制度がございます。その免除制度の利用者の関係についても、今回この選択問題の集約がなされることによりまして、免除を申請するものの研究分野が免除対象となるか否かの予見可能性が低くなるという懸念もありますので、これにつきましても科目毎に免除対象となる分野の周知を行うこととしております。

以上、簡単でございますが、御報告させていただきます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの熊谷教授からの御説明を踏まえ、事務局から省令による対応と、弁理士試験の最新の動向などについての補足をお願いいたします。

○小宮秘書課企画調整官 それでは、資料2の3ページ目を御覧ください。ただいま御紹介いただきました試験制度改正のうち、弁理士法施行規則で対応する点としては、箇条書きで書いてあるところでございます。

1点目は、短答式筆記試験における工業所有権に関する法令の科目について、特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令に分けて行うということの規定いたしました。論文式筆記試験の必須科目では既に科目別の合格基準を設けておりますが、それに倣った規定ということでございます。具体的な条文は、この資料の一番後ろの6ページ目に記載してございます。第4条がこれに当たるものでございます。

2点目は、論文式筆記試験選択科目の選択問題の集約でございまして、これもただいま御紹介いただきましたとおりの規定を、6ページ目にございます第3条の表に記載したように決めました。

この施行規則につきましては、十分な周知期間を設けまして、受験生に配慮するということを考えまして、施行は平成28年1月1日としております。これによりまして、次回の平成27年度の試験につきましては、現行の試験をもう一度行いまして、次々回の平成28年度の試験より、新制度での実施を予定しております。

試験制度改正に係る施行規則の改正については以上となりますが、試験に関しては、弁理士制度小委員会報告書におきまして、若く有為な人材の参入を図る方策を検討することも中期的な課題として挙げられておりましたので、弁理士試験の最新動向につきましても、併せてここで御紹介させていただきたいと思っております。

参考資料の2を御覧ください。まず1ページ目でございますが、こちらは弁理士の人数、志願者数、合格者数の推移でございます。小委員会の報告書におきましても同様の資料が載っておりましたが、最新の情報であります平成26年のデータを追加しております。平成26年度の試験では、志願者数が6216名、合格者数は385名という結果でございました。

2ページ目は志願者と合格者の平均年齢、及び、合格者の年齢別の内訳の推移を示したものでございます。左側のグラフが平均年齢でございまして、青色のラインが志願者の平均年齢です。平成26年度の試験では、志願者の平均年齢は40.5歳で、徐々に上昇している傾向がございます。それから赤色のラインで示す合格者の平均年齢でございますが、これは若干の変動がございますが、平成26年度は36.2歳となっております。

それから、右側のグラフでございますが、これは最終合格者の年齢の内訳を調べたものでございます。一番上の緑色のラインが30代でございます、合格者のうち、およそ半分が30代で占められているという結果でございます。これはここ数年変わらない傾向でございます。それから、その次に多いのが、赤色のラインと紫色のラインがほぼ重なっておりますが、赤い方が20代、紫の方が40代ということで、それぞれ20%程度となっております。これを見ますと、20代と30代合わせまして、合格者のうちのおよそ7割を占めているという結果がわかりました。

次に3ページ目を御覧ください。こちらはそういった試験を重ねてきた結果、この10年間で弁理士の年齢層がどのように変化したかということを示したものでございます。左側の青色のグラフが10年前で、右の赤色のグラフが平成26年3月末の年齢分布となっております。全体としては、ほぼ倍増という結果になっておりまして、特に35歳から45歳ぐらいの間のところの伸びが著しく、およそ3倍になっております。この35歳から45歳までのところは全体のうちの36%程度を占めています。また、10年前と平成26年3月末とで平均年齢を比べますと、10年前は50.87歳、平成26年3月末は49.07歳ということで、およそ2歳近く下がっているという結果になっております。このようにこの10年間で、いわゆる働き盛りの35歳から45歳までの年齢層のところの手厚くなるという効果が得られたのではないかと評価できると思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

4. 日本弁理士会の取組について

○相澤委員長 それでは、「日本弁理士会の取組」につきまして、日本弁理士会から御説明をお願いいたします。まず、日本弁理士会会長の古谷委員から御説明をいただき、続きまして、副会長の北村委員から御説明いただけると伺っておりますので、よろしく願いします。

○古谷委員 日本弁理士会会長の古谷史旺でございます。発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、弁理士法が改正され、使命条項が高らかに規定されたことについて、改めてこの場をおかりして皆様に御礼申し上げます。本日報告させていただく当会が行った取

組は、日本弁理士会内で2回の臨時総会を開催して会員に理解を訴えてきた結果であります。会員の中にはさまざまな意見、異論もありましたが、使命条項が意味する奥行きの高さと責任の重さ、それに当会の自治機能の発揮ということで理解していただきました。

また、今回の報告には書いてありませんが、使命条項を受けた自主的な取組の一環として、弁理士制度の透明性・客観性を高めるため、お手元に配付させていただきました「弁理士白書」を刊行しました。まだまだ当会が自主性を発揮していかなければならない分野があるとは思いますが、今後も皆様の御期待に沿うよう懸命の努力をまいりますので、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

○相澤委員長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 それでは、ここ1年間の日本弁理士会の取組について北村から報告させていただきます。資料3と資料3の次の(別紙)参考資料集を使って説明いたします。

報告は、2部構成になっております。前半は、第5回小委員会の際に提出しました当会における自治等の取組に関する報告、後半は、本小委員会の報告書において提言されている事柄について当会が自主的に取り組んだことに関する報告です。

資料の表紙をおめくりください。当会における自治等の取組として、一昨年12月の第5回小委員会において、お約束した事項は1から5の項目です。

資料の3ページを御覧ください。まず、当会の処分に関する取組について御報告申し上げます。上の破線で囲んだ内容が、当会の取組としてお約束した事項です。下の枠囲いは当会が取組として実施した内容です。処分事案の公表につきましては、従来は、会員向けの会報「J P A A ジャーナル」に掲載していただけでした。今年の4月から当会のウェブサイト、ホームページにおいて当会会長が行った全ての処分案件について、「弁理士の氏名」、「登録番号」、「処分の方法」、「処分の理由の概要」を公表することといたしました。処分の方法というのは、戒告、会員権の停止、経済産業大臣に対する懲戒の請求、退会処分等の種別です。個別の事案をウェブサイトにおいて公表する期間は、処分の執行後1年間です。

調査、審査組織における外部委員の登用につきましては、別紙参考資料集の2ページも併せて御覧ください。調査組織である綱紀委員会に、若干名として3名の外部委員を登用します。審査組織である審査委員会には、4つの審査部に各1名、さらに審査部の決定に不服があった場合に、事案が継続する覆審部に2名の外部委員を登用いたします。この外

部委員の登用は、4月以降にさまざまな団体の皆様に御協力をお願いして、平成28年4月から実施いたします。

資料の4ページを御覧ください。当会に、弁理士に関する苦情や処分請求が申し立てられた際の標準処理期間をウェブサイトで公表いたしました。参考資料集の3ページは、手続の概要をフローチャートとしてウェブサイトで公開しているものです。この配付は白黒なのですが、標準処理期間を赤字でウェブサイトにおいて公表しております。処分等の件数の公表については、参考資料集の4ページに掲載した処分件数等を過去7年分にわたって一覧表にしたものをウェブサイトで公表しております。

資料の5ページを御覧ください。調査機能の周知による活用の促進、その他につきましては、ウェブサイトに、「品位保持の取組」に関するページを新設し、参考資料集5ページのような説明を掲載して、一般の方に対して情報提供、違反行為の申告制度があることを周知しました。また、当会の処分に関する運用基準を公開し、ウェブサイトからメールにて御意見を受け付けるようにしました。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。苦情受付機能の強化については、ウェブサイトの「トラブル相談窓口」に、参考資料集の6ページ、7ページに掲載した画面にあるように、トラブルの解決のための制度の概略を一般にお知らせするとともに、相談者の心理的なハードルを下げるために、電話以外にも「お問い合わせフォーム」に記入する形式でも相談を受け付けるようにしました。

平成25年12月にこの改修を行ってから、今年2月末現在まで、電話での相談が52件、「お問い合わせフォーム」を経由した相談は30件となっております。また、ウェブサイトのトップページに「トラブル相談窓口」のアイコンを設置したことにより、アクセス件数は従来の約4倍に増加しております。

苦情事例集の発行につきましては、追録を作成中であり、今月から随時会員に周知して啓発を行います。事例集というまとまった冊子の発行よりも、最新の事例をタイムリーに会員に提供していくことが、より効果的であると考えました。なお、苦情事例集第7版の発行は、そういった事例を幾つか積み重ねた後に行う予定です。また、会員処分事例集につきましては、平成15年に発行してからかなり年月が経ちましたので、今年4月に第2版を冊子として会員に配布して、再度啓発を行う予定です。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。事務所内情報遮断措置に関する取組について報告申し上げます。本件については、弁理士倫理ガイドラインを改訂し、全会員に対

しメールにて詳細を周知すると同時に、会員がいつでも閲覧することができる会員専用の「電子フォーラム」に、参考資料 8 ページのお知らせ文と、ガイドラインの全文を掲載して周知を行いました。

メールの内容は長文にわたるため省略しましたが、御参考までに資料 8 ページにその骨子を書きました。御覧ください。このガイドライン改訂に関しては、メール配信等による周知だけでなく、情報遮断措置を含む今回の弁理士法の改正内容について、必修研修として全弁理士に研修受講義務を課しました。全ての弁理士が、この 3 月末までに必ず受講することになっております。

また、同様に、必修研修である「倫理集合研修」において、全ての弁理士が「弁理士倫理ガイドライン」等を用いた集合座学による研修受講義務を負うことといたしました。なお、資料 7 ページ下の受講人数が少ないのは、全弁理士を A から E の 5 つのグループに分けて順次研修を実施しているためであり、平成 31 年 3 月末までに全ての弁理士が受講を完了する予定です。

続きまして、資料の 9 ページを御覧ください。小規模事務所の事業の継続性確保に関する取組について報告申し上げます。この問題は、弁理士が一人事務所の継続性を確保するために、いかに他の弁理士と連携、引き継ぎを促すかということです。当会が行った取組は 2 つあります。1 つ目は、参考資料集 9 ページのように、今年 2 月に、「弁理士ナビ」に、「他の事務所との引継状況」欄を新設しまして、会員に届出を促したことです。現時点では、日が浅いために届出はありませんが、今後、一人事務所は連携や引き継ぎが不可欠であるという意識を持っていただくことにつながるのではないかと期待しております。

2 つ目は、事業承継セミナーを今年の 1 月、2 月に開催したことです。このセミナーの内容は、4 月から e-ラーニングとして全会員に配信いたします。

続きまして、資料の 10 ページと参考資料集の 10 ページ、11 ページを御覧ください。前半の最後に、弁理士ナビの改良等による弁理士へのアクセス改善に関する取組について報告申し上げます。弁理士に相談することを検討している方に対して、弁理士情報へのアクセスを改善して、よりニーズに合った弁理士を選定できるように、研修受講歴による弁理士検索、研修未受講者の検索、中小企業や大学等の支援意思の有無と、さらにそれに加えて支援実績の有無による検索機能を追加するため弁理士ナビの改修を行うとともに、個々の弁理士の情報に講師活動や著作活動の欄を追加いたしました。

以上で、前半の報告を終わります。

続きまして、後半は、小委員会の報告書において提言された事柄について、当会が自主的に取り組んだことについて報告させていただきます。次のローマ数字のⅡで始まるページを御覧ください。当会が自主的に行った取組は、ここに記載した4点です。

資料の12ページを御覧ください。まず、秘匿特権に関する取組です。報告書の35ページにおきまして、秘匿特権が認定されるための業務ガイドラインの策定が示唆されております。これに対応すべく、今年の1月に全会員に対してメールを配信しました。弁理士が日々の業務で顧客との通信に対する秘匿特権が適用される可能性を高めるために、コンフィデンシャルの表示をすることが不可欠であるとして、4つの表示例を示して注意を呼びかけました。4月以降は、業務ガイドラインの策定を目指して、判例の解析や秘匿特権が認められやすい条件などについて検討の上、会員に周知してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の13ページと参考資料の12ページを御覧ください。この件につきましては、報告書の40ページから41ページで指摘されているワンストップサービスの実現に関する取組です。昨年4月に当会は、一般社団法人中小企業診断協会と「知的財産を活用した企業経営による産業振興のための協力に関する協定」を締結しました。当会は、中小・ベンチャー企業の知財マネジメントについて経営の視点も含め、総合的に支援するためのネットワークを構築したいという意向があります。中小企業診断協会の方には、中小企業の経営課題に知的財産を含めた診断・助言を行いたいという意向があります。ですから、日本弁理士会と中小企業診断協会とが連携・協力することによって、お互いの能力を高めていこうというものです。

現在でも、個々の弁理士や中小企業診断士のレベルでは協力を行っております。しかし、今回は組織レベルで協力体制を構築することにいたしました。現在、29都道府県において協定を具体化するための覚書を締結しております。目下のところ、相互啓発を目的とした研修などの活動を行っているところです。この覚書締結を全国に拡大して、中小企業診断士と弁理士が連携しながら、中小企業支援のワンストップサービスの提供を行えるようにしたいと考えております。

続きまして、資料の14ページを御覧ください。報告書の48ページと56ページで指摘されております、中小企業支援のための活動と研修について報告申し上げます。ここには細かく書いてございませんが、従来から、以下のような活動を行っております。全国の支部における一般の方を対象にした知財に関する無料相談、官公庁、商工会議所等からの依頼に対する講師派遣、地方自治体との支援協定締結、各自治体における助成金制度を調査し

た結果の情報提供、これらの活動は今後も継続してまいります。

また、今年度から、全国 57 カ所の「知財総合支援窓口」に弁理士を延べ 188 名配置しておりますが、この活動を継続するとともに、窓口配置する弁理士の質を高めるための研修も実施する予定です。

今回報告申し上げたいことは、2 点ございます。1 点は、資力に乏しい中小企業等に対する出願費用を当会が負担する出願等援助制度。その出願等援助制度の予算を平成 27 年度に増額する予定です。もう一つは、平成 27 年度に「弁理士知財キャラバン」を立ち上げます。詳細は検討中ですが、知財経営コンサルのスキルを持った弁理士を全国各地の中小企業に派遣し、発明の発掘やノウハウの保護といった知的財産戦略や知財経営を支援しようという計画です。

なお、減免制度や助成金制度については、昨年 11 月に、特許庁職員の方と弁理士を講師とした研修を開催しました。また、この 3 月に規模を拡大して、東京、大阪、名古屋においても研修を開催しました。この研修会の資料として、参考資料の 13 ページから 16 ページに掲載した「助成金制度の利用ガイド」を作成しました。このガイドは全弁理士に配布するとともに、全国 57 カ所の「知財総合支援窓口」にも配布いたしました。

最後に資料の 15 ページを御覧ください。報告書の 56 ページから 57 ページで指摘されております弁理士の実務能力向上のための研修に関する取組について報告申し上げます。

グローバル対応に関する研修として、昨年 4 月から今年の 2 月までに約 70 本の研修を実施しました。講師は各国の行政官や弁理士、法曹関係者などです。これらの研修については講師の関係上、集合座学的なものが中心となっております。

一方、16 ページの実務能力向上に関する研修では、「弁理士育成塾」をはじめ、演習や添削による研修を実施しております。演習は少人数制にならざるを得ませんが、講師の負担が大きいことが難点ですので、外部の先生方にもこの場をおかりして、今後の一層の御協力をお願い申し上げる次第です。

もう一点、今回の弁理士法改正によって規定された発明発掘に関する相談に関する研修として、資料 17 ページの弁理士のコンサルティング能力向上に関する研修を実施しております。このうち「知財ビジネスアカデミー」については、参考資料集の 17 ページと 18 ページにも資料を掲載しましたので、御覧いただければと思います。

以上で当会の取組に関する報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございました。

以上の御説明を含めまして、報告書への対応状況について事務局において、参考資料4にまとめていただきました。こちらも参照いただきつつ議論に移りたいと思います。どうかからでも御発言をお願いします。

高倉委員、どうぞ。

○高倉委員 では、口火を切るということで一言だけ。まず、今回の法改正に当たりまして、特許庁秘書課等を中心にさまざまな御尽力いただきまして、ありがとうございました。また、弁理士会の方からも取組に関する報告を受けて、充実した報告だなと思っているところです。特に弁理士会の取組に関する報告の中で、1点お尋ねしたいことがあるのですが、先ほど平成26年度の「弁理士白書」を見てみますと、企業内に属する弁理士の方がこの10年間で非常に増えて、既に20%を超えている。今後とも増えそうな勢いであるということでありました。恐らくこの方たちは、将来の特許事務所勤務の予備軍というよりは、企業の中でその企業のために知財活動をする、その上で、自分の持っているスキルを客観的に評価するために弁理士を取っているという方たちもいるわけですから、恐らくこの方たちは今後とも、企業の中で知財に関連する業務を会社の中でしていくことになると思います。

そうすると、いわゆる他人のための業務を行う弁理士とは違う人達であるわけで、このような弁理士資格を持っている方を弁理士会として、あるいは特許庁としてどのように位置付けて、今後どのように研修し、どのように活用し、もって日本全体としてのイノベーションに貢献する力の中に取り込んでいくか、そういう視点があろうかと思っております。確か弁理士会の方でも、過去こういう方たちに対する取組をされたか、されるというふうに聞いたことがあるのですが、そういう最近の状況について、もし御存じの方があれば教えていただき今後の私自身の参考にしたいと思っております。以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 北村から、弁理士会の取組を報告させていただきます。前年度の古谷会長のときから、企業弁理士の能力を引き上げるためのプログラムづくりを行いました。目標とするところは、企業の中の知財部にいる弁理士がその力を上げて、また特許事務所の弁理士ともコミュニケーションを図りながら、企業と特許事務所の弁理士が二人三脚をすることにより、よりよく知財活動を推し進められるということを目指しております。そのために弁理士会としては、企業弁理士だけを集めた委員会をつくっております。これは6年

目になります。去年は45名ほどの人数で活動しました。そこでその企業弁理士が、企業弁理士に求められるスキルは何なのかについてそれぞれグループをつくって研究しまして、その成果としてスキルアッププログラムを、これは全弁理士に対して冊子として配布しました。

今の位置付けは、企業弁理士にしか求められるものがわからない部分もあるけれども、それを委員会活動として能力をアップしてもらって、特許事務所の弁理士とコミュニケーションよく活動することによって、知的財産の活動を活性化させたいと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

特許庁から補足がありますか。

○米田秘書課長 特段のことはありませんが、むしろ弁理士会の方で今おっしゃったような、企業内弁理士の今後のあり方に関する委員会で検討されているということをよくお聞きしながら、今後必要に応じて我々としてやることがあるのかどうかを考えている次第です。一応資格制度としての弁理士という観点からすれば、実際に企業内でなさるのか事務所でなさるのかということについて、我々としては今のところ違いを設ける必要はないと考えております。あとは実際にそれぞれの方々が継続研修の中で、例えば継続研修70単位のうち60単位は御自身で選んで研修をやることになっているわけですが、そういった中でそれぞれの自分の働き方に応じた研修を選んでいただきながら、スキルアップしていただくということを今後も続けていただくということかと思っております。また、制度的な手当が必要になってくるような立法事実が生ずれば、我々としても柔軟に考えていきたいと考えている次第でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

高倉委員、よろしいですか。

○高倉委員 ありがとうございます。

○相澤委員長 野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 小委員会の報告を踏まえまして法改正が行われ、また弁理士会も大変熱心に取り組まれているということ伺いまして、勇気づけられました。この方向でさらに頑張ってくださいと思います。その上で何点か質問があるのですが、参考資料2のグラフを見ますと、志願者数が減っているというのは大変気がかりであります。これは以前の小委員会でも議論したことですが、弁理士が大変魅力的な職業であるとして若い世代

の方がたくさん志望されて、日本の知財立国をリードするような好循環が期待されるわけでありまして、一連の弁理士会の取組を踏まえてぜひこれを、今右肩下がりになっていますけれども、志願者が反転するような、そして若い人材がどんどんこの分野に入ってくるような努力を引き続きやっていただきたいと思います。

先ほどの説明の中で、研修についての説明がございました。大変熱心にやられていることを評価いたしますが、幾つか確認したいことがございます。弁理士会の資料の7ページ目に「倫理集合研修」、これはグルーピングをしているからということなのでしょうけれども、全部終わるまでが平成31年、4～5年先までならないと終わらないというのは、これはもうちょっとスピードアップができないものかと感じております。これが1点です。

2点目は、後ろの方にいろいろな研修を取り組まれているということを書いてございますが、現状30代、40代の弁理士の方が中心になっているということですので、こういった研修は若手を中心にやっていらっしゃるのか、その対象者の絞り込みについてはどんなスタンスで現在取り組まれているのか、教えていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。それでは、北村委員どうぞ。

○北村委員 対象者は、年齢に関しては全く差別することなく、対等に取り扱っております。弁理士登録年度に基づいて全ての弁理士を5つのグループに割り振り、5年で70単位を取得するというので進めておりますので、年齢は関係ございません。

○相澤委員長 御質問があった、倫理研修が平成31年までかかるという7ページの点に関する御質問についてはいかがですか。

○北村委員 そちらの方につきましては、今現在は特に対策を考えておりません。必要性を特許庁と相談してまた考えていきたいと思いますが、改訂した「弁理士倫理ガイドライン」の内容を含めまして、今回の弁理士法改正に関しましては、平成27年3月31日までに、弁理士全員に「必修研修」の受講を課しております。

「倫理集合研修」では、集合形式で弁理士倫理について幅広く研修を行っている中で「弁理士倫理ガイドライン」の内容も取り扱っております。今後、研修の充実を図りながら継続的に受講させることを考えております。

まとめますと、第一弾としての会員に対する周知は、今年度の「必修研修」によって行っておりまして、全ての弁理士が今年3月末までに情報遮断措置を含む今回の弁理士法改正内容について認識するところとなります。その上で、弁理士は5年毎に受講する「倫理

集合研修」の中で、情報遮断措置を含む「弁理士倫理ガイドライン」について研修を行うことで、継続的に、より理解が深まっていくことになると考えております。

こうした役割分担で2つの研修を行い、二重に会員への浸透を図っている点には御理解を賜れればと思います。

○相澤委員長 古谷委員、何か補足ありますか。

○古谷委員 北村委員が今申し上げたように、私どもある意味精いっぱいやっているのですけれども、それでもスピードアップをもっと図れと、5年後にようやく全員が研修を受けた状態になるというのは遅いのではないかという御指摘かと思っておりますので、現在の枠組みで不足がないか、鋭意検討させていただきたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それから、野坂委員から、志願者数の減少と若い人材について御質問がありました。これについて会としてお考えのことがありますか。

○古谷委員 実はこの問題というのは非常に悩ましい話なのです。この知的財産業界に若くて有為な人材をどんどん呼び込むためには、やはり何か制度改革、根本的な制度の改革が必要ではないかと私は捉えております。特に我々のコア業務、特許、実用新案、意匠、商標、特に特許というのは明細書をつくる作業ですが、そこでの作業時間と、いただいている手数料がうまくかみ合っているのかという問題もございまして。これは今検討している最中ですので、いずれ分析結果が出た段階で御相談させていただきたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。この問題について特許庁はいかがですか。

○米田秘書課長 若干、補足的にファクトを申し上げたいと思っております。まず志望者が減っていることについて我々としても、参考資料2にあるとおり非常に大きく下がっておりまして、由々しき事態だと思っております。いろいろ要因はあるかと考えております。今お手元の資料にはございませんけれども、こういった受験者層が特に減っているのかということでございまして、弁理士試験の志願者のうち、例えば平成22年ぐらいでございまして、実は5000人ぐらいは会社員の方でして、それから2000人強が特許事務所にいらっしゃる事務所のいろいろな仕事をされている方、それから数百人は学生ということだったので、この3つの層の中でこの5年間で一番激減しているのは会社員の層でございまして。平成22年度には約5000人いた会社員の方が、直近26年度で3000人ちょっとぐらいまで減っておりまして、企業にいながらにして弁理士試験を受けている層が、今まで志願者としては非常に重要な層だったので、ここが大きく減っているということがファクトとし

でございます。このことについてどう考えるのかという点を我々として分析しているところでございます。

あと若干言い訳じみた話になるのですが、そもそも理系人材自体が世の中で減ってきているということもでございます。大学生総数に占める理工系学部生の割合も、平成16年当時には21%いたのですけれども、直近平成26年ですと18%台まで減っております。また、理系の資格、建築士や技術士といった資格がございますけれども、弁理士とは十把一からげにはできないのですが、建築士、技術士試験などを受けておられた方も、平成18年には4万人ぐらいたいたのが、平成26年では2万人台までそれぞれ減っているというデータがございます。そういった意味で理系の資格試験における志願者もちょっと減ってきているなと思っております。

また、弁理士をはじめ公認会計士や司法試験などいろいろございますけれども、公認会計士の試験なども、平成22年度には2万6000人ぐらいたいたところが直近では1万人ぐらまで減っているということで、これもそれぞれ試験制度を改正していることも影響があると思います。

一方で、学生の独立・転職志向を調べたデータなどを見ても、これは日本能率協会が調べたデータというのがあるのですが、昔は、「独立したい」というのが多かったのですが、直近の2014年、平成26年では、「定年まで勤めたい」という人が初めて過半数を超えたというデータがございます。そういう社会的状況が背景にあるということも、若干言い訳になります。客観的に分析していかなければいけないことだと思っています。

そのような中で弁理士というのは、我が国の知財を支える非常に重要な仕事でございますし、特にこの小委員会でも何回も河野委員をはじめ御議論いただきましたけれども、ある程度、実務経験とか企業内の技術開発のロジックとかわかっていて、その上で国際的に活躍できる、例えばTOEICでAクラスの点が取れて、中国語のクレームも一定程度理解できる。そういう人は幾らでも仕事があるというか、引く手あまたという状況でございますので、そういった中でどういう人が求められていて、どういう仕事であるのかということをもっと積極的にアピールして、志願者を増やしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。長くなりましたが、手元にはない資料で数字を申し上げて恐縮ですが、そのように考えておる次第でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがですか。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 櫻井でございます。私は弁理士会についてもよくやっているなという形で感心しております。中小企業からの意見ということでお聞きいただきたいのですが、まず中小企業に対する説明ということで、以前こちらの委員会でも述べさせていただいたのですが、まず費用とか手続の流れというので、費用をはっきり言わないということが多々あったことがあります。あと手続の流れというのは、中小企業の方でも知らない人、全部知っている中小企業もありますけれども、一応知らないという形になってきたときに、例えば相談して出願して審査請求して特許を取って、特許というか拒絶とかがあって、意見書を出して登録という流れ自体も全然知らないということがある。そのときにどのくらい費用がかかるかということがわからない。その中で特許の手数料と弁理士の手数料についてもわからないということについて、よく説明していただきたいなということがございます。

それともう一つは説明の設定の2番目なのですが、減免制度とか補助金制度ということは、研修としては取組を評価できると思います。しかし、今は全弁理士にメールしたら流しっ放しという感じだと思いますので、全弁理士に流してだけでなく、その後の教育をちゃんとしていただきたいと思います。ですから先ほどの件は、今の徹底というのは中小企業に対してはわからないのだから、そのようなことを義務化して欲しいということがございます。

2点目は、オープンクローズ戦略なのですが、私のときもあったのですが、こういうアイデアがあるよという形になったときに、もう質とかそういうのは関係なく、秘匿化するのか権利化するのではなくて、そのようなアドバイスもなしに、もうこれ特許出しましょう。それは以前の八木委員がいらっしゃったときに言っていましたけれども、広く質のいい特許ということにはならないで、ただ狭くてもいいから取ろうよという。相手がわからない、中小企業だからわからないという様な感じがあって、仕事だから取るよという形に、私もそういうことをやったことがございます。それは後で気がついて、何でこんなものを出したのかという感じのものがありませんでしたので、そのようなところを秘匿化や権利化などのアドバイスをしていただきたい。

それと弁理士のナビなのですが、弁理士ナビについて、得意な部分は結構いっぱい載っているのです。だから、どの人にどう頼んでいいかわからないというのがありまして、逆に不得意なところを出してほしい。私は以前、遊技、パチンコ業界の人に頼んだことがありますが、全然違うとんちんかんなものが出たことがございます。あとは海外の

意匠と商標を出していますので、そのナビの中に外国語の能力レベルがあってほしいというのがこちらの要望でございます。

それと最後に1点なのですけれども、これは私見になるかもしれませんが、例えば弁理士会さんで、中小企業が初めて相談に来ましたよというときに、例えば中小企業知的財産認識度チェックシートのようなものを標準でひな形をつくっていただいて、特許については知っているとか、少し知っているとか、特許を出したことがあるとか、ある何かひな形があって最初はそれを提出して、この人はこのくらいのレベルなのだということをしていただいて。私たち中小企業から見ると、弁理士さんというのはどちらかというと上から目線なのです。上から目線なので、弁理士さんにどうしても言いづらい部分というものが中小企業としてあるのです。ですから、もう少し中小企業の目線に立っていただいて。知的財産が今特許についても落ちているわけですから、あと伸ばすといったら中小企業の部分だと思うのです。ですから、中小企業の知的財産に対する裾野の拡大をしていただければ、日本の技術立国としての利益にトータル的にはつながるのではないかとということで意見を述べさせていただきました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 ただいまの質問に対する答えを簡潔にさせていただきたいと思います。実は依頼者と弁理士との間の料金に関するトラブルというのは、今に始まったことではなくかなり前からありました。弁理士会では、事前に見積もりを出しなさいと、そしてどのくらいの期間で費用がかかっていくのか、手続の流れもしっかりと示しなさい。そういう指示を全会員に対して出しております。しかし今の御指摘ですと、それが徹底されていないということです。その徹底を図りたい。メールを配信するだけではなく、その後のどういふふうにな弁理士が理解して実行しているかということのチェック機能も働かせていかなければならないと思っております。それが第1点です。

あとオープンクローズ戦略に関して、何でもかんでも出願に結びつけてしまうのは愚の骨頂でありまして、その辺の秘匿しておいた方がいい技術の内容と、特許出願した方がいいものをしっかりと峻別して対応を図るように、しっかりと指導していきたいと思っております。

また、不得意なところをナビで表示しろというのはちょっと厳しい御要求かなと思っておりますので、それは肝に銘じて対応できるか否かを検討させていただきたいと思っております。

それから、質問でおもしろいなと思いましたのは、知財の認識度のチェックシートをつくって、一人ずつ弁理士がそれを持って対応できるようなことが何かできないかというお話でした。それは本会としても十分検討させていただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

北村委員、よろしいですか。

○北村委員 結構でございます。

○相澤委員長 櫻井委員、よろしいですか。

○櫻井委員 ありがとうございます。

○相澤委員長 いかがですか。飯田委員。

○飯田委員 弁理士会さんの取組について3点ほど御質問があります。まず1点が、資料3の10ページの弁理士へのアクセスのところなのですが、例えば研修の受講歴であるとか、講師の活動について追加するということなのですが、実績、例えば担当したことがある技術分野については既に公開されているのでしょうか。ユーザーの視点からしますと、どんな研修を受けているかというよりも、実際どんな案件を担当したかということの方が関心の高いところではないかと思いましたので、御質問する次第です。

2つ目ですが、コンサルティング能力の向上に向けた研修について、同じく資料3の17ページに記載がありますが、このコンサルティングというのは、知財をどういうふうに生かしていくのか、使えるようにするのか、もしくはビジネスにするのかということなので、ここにあるような知財の契約の研修を受けるだけでは、コンサルティング能力を向上することは難しいのではないかと考えました。ですので、研修カリキュラムについて改善する余地があるのかということをお尋ねしたいのと、自前でそのようなセミナーを開催するのは難しいということであれば、民間で数多く開催されているようなライセンス、あるいは最新の技術に対する理解を深めるようなセミナーを導入することはお考えなのかということが2点目の質問です。

最後に3点目なのですが、コンサルティング業務に関する位置付けについてお尋ねしたいと思います。現在コンサルティング業務は、出願業務の附属として行われていることが多いと思います。この点コンサルティングは、出願業務と独立しなければその業務の質は確保されないのではないかと思いますので、位置付けについてのお考えを御質問させていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 1点目の出願の実績につきましては、弁理士会としては公開しない方針で検討しております。出願している企業との関係が継続しているということで、一部それを公開することがいいのか悪いのかというところでいろいろ議論されておまして、例えば弁理士が広告として、こんな企業をハンドリングしていますというのを信用力アップのために使うという手法もあるのですが、それについても出願公開されている1年半以降は状況としては守秘義務を負わないけれども、公開されていない1年半に関しては依頼者がそれを了承しているのかどうかもわからないので、実績についてはオープンにしていけない方向で検討しております。これはどんな出願を代理したかについては、そのままオープンにすることはやめていこうということです。

技術分野については、自分が得意とする技術分野を細かく弁理士ナビの中に書き込めるようになっております。実績については、実績で自分が得意とする技術分野は書き込めるようになっているけれども、その実績というのをどう捉えるかなのですが、自主申告の形になっております。だから、それが実績となってしまうと、我々その実績って何だろうといたら、まさに出願代理した明細書を公開公報に基づくのが実績と考えてしまうのですけれども。

○相澤委員長 古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 第1問目の質問に関しては、北村が申し上げたとおり、依頼者との関係でちょっと厳しい部分があります。本当にこれを開示していいのかどうかという問題があります。ただ傾聴に値することだと思しますので、対応できるかどうかを検討させていただきたいと思います。

2番目のコンサルティング業務の機能強化・向上という点ですが、御指摘のとおりだと思っております。ただ座学でやってもこれは向上しないと思しますので、この点もやはり検討していかなければいけないと捉えております。

3番目のコンサルティング業務の位置付けが、出願業務の附帯みたいな形で捉えていたのではなかなか向上していきませんよというお話で、実は悩ましいのは、このコンサルティング業務でそれだけの手数料をいただけるかということ、それに結びついていないのが現実でありまして、その辺を我々もしっかりと企業の方々に説明し、理解していただく努力

が必要であると思いますが、もう少し時間がかかると思っております。しかし、非常に大事な御指摘だと捉えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 追加で、弁理士会にコンサルティングを専門とする弁理士が集まったコンサルティング委員会がございまして、そこが実際に中小企業等に対してどのようなコンサルティングができるのか、弁理士が一つの中小企業と交渉して、弁理士会のコンサルティング委員会のトライアルを受けてもらえないかという形で実施する等しております。これは3つほど実績があったと思うのですが、弁理士会のコンサルティング委員会の委員3名ほどが企業に派遣されてコンサルティングを行いまして、企業に対して提案する。それが企業に対してどれだけ評価してもらえるのかというトライアルを行いながら、そういうコンサルティング能力に何が求められるのかというのを実際の場で研究しまして、それをまとめて、できるだけ多くの弁理士に発信していこうとしております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 1点だけ補足なのですが、先ほど申し上げた実績というのは、どここの企業の出願ということまで求めているわけではなくて、食品であるとか、半導体の出願をしたという情報でも十分役に立つと考えて申し上げました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 質問を差上げた上で、自分の意見を少し申し上げます。スライド3の処分に対する取組の中で、「今後、外部の団体等に委員推薦等の御協力をお願い申し上げる予定」というくだりがありますが、団体についてはどういう団体をイメージされているのでしょうか。端的に言うと、ぜひ産業界の団体にも問い合わせをしていただければと思います。

2番目は、スライド7の情報遮断措置、チャイニーズウォールに関してなのですが、これは櫻井委員の意見と近いかもしれませんが、一方的な通達やシンポジウムでの啓蒙だけではなかなか実現しないように私も感じます。これについて例えば我々は、外国の弁理士事務所の大きいところには我々自身が訪問して、どのように遮断しているかというところ

ろまで監査いたします。そうでないと安心して機密事項を含んだ仕事は頼めませんので。小さい事務所というのはコンフリクションは起こりにくいと理解しておりますので、例えば弁理士会で、大きな事務所のみでも監査してみればどうかというのが私の意見であります。

3番目は、飯田委員がおっしゃったことに近い話なのですが、コンサルティング業務のときに発明発掘とおっしゃっておられましたが、それはちょっと話がずれているような気がしました。発明発掘をコンサルティング業務の一つとして考えるのであれば、技術やビジネスの理解が充分でなければいけないと思います。我々産業界も協力させていただきたいと思います。例えば企業に勤めている弁理士との交流会や、企業の中でも中小・ベンチャーを子会社に持っている大企業に話を聞きに来る等の活動をしていただければ、中小企業における発明発掘についても一助になるのではないかと思う次第です。

最後ですが、志願者の減少につきましては、白書の25ページに特許出願件数が出ており、出願件数が減っています。一方、弁理士の数がどんどん増えています。そうすると志願者は減るのは仕方ありません。これを解消する方法として何があるかということについての私見を申し上げます。今、出願件数が減っている大きな理由は、電機系の大企業が出願を減らしているからです。それは経営が苦しくなっているからです。経営が苦しくなって、真っ先に知財コストをカットしようとするトップが多いということです。これは明らかに間違いだと私は思っています。ビジネスはどんどん多様化して複雑化している中で、日本の企業が勝ち残る術は、これからもっと高度な技術を産み出して、BtoBビジネスを増やしていくことだと思います。成功されている会社はBtoBへのシフトが上手くいっている会社が多いと思います。その中で知財の役割というのはますます経営上、重要な筈です。その点を経営のトップに啓蒙していかないと、真っ先にコストセンターだと思われて知財予算をカットされる状況が続いてしまいます。この問題は、弁理士会だけの問題ではありません。我々知財のトップはこのような啓蒙を頑張らなければいけませんし、特許庁にも同様な啓蒙を推進していただきたいと思います。ここに集まっているような知財の有識者が皆「知財は大事だ」ということを、経営のトップ層や事業のトップ層に訴えていくという作業が実は一番大きなカンフル剤になって、出願件数が増えるはずで、例えば、出願件数が今の何倍かになれば志願者数は当然増えると思います。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

長澤委員の御質問について、古谷委員、お願いします。

○古谷委員 外部委員の登用というのは、実は法曹界とか学者とか公証人の方々をイメージしておりましたが、長澤委員の言われたような産業界の方も加えるというのは一考に値するなと思っておりますので、検討させていただきます。

それから、チャイニーズウォール・ルールの徹底というのは、おっしゃるとおり小さな事務所よりも大きな事務所が問題でありまして、そこに監査機能を入れるというのは一つの考え方だなと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

また、志願者が減っていることについてのお考えを示していただきました。今後とも意見交換をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 若手が減っているのではないかということに関してコメントします。直近の3～4年に関しては、現場がどうなっているかというのは、つかみ切れていない部分もあります。しかし長いトレンドで見ますと、例えば2000年以前は一部の進んだ知財の会社を除いては、企業の知的財産部は、タコつぼ的な知財、特許部員というのが多くみられましたが、今日では、以前は入ってこなかっただろうと思うような、幅広くジェネラルに活躍ができる若い人達が、多くの企業の知的財産部に入ってきています。技術的にも専門性が高く、ビジネスも理解できるような人達が、知財の世界にどんどん入ってきています。そういう意味では、かなり知財人間というのは活性化しているのではないかと思います。以前だったら、技術部門でエリート街道を走っていたような人達が、知財を志向して知財部への異動を望んで移ってくるような時代になってきています。

長澤委員がお話をされましたように、確かに国内の出願件数は減っていますが、逆にグローバルな特許出願件数を伸ばしている会社はたくさんあります。PCTの出願件数も相当増えています。国内は減らしても海外への特許出願は強化する。これはビジネスがそのような変化をしているということです。海外への特許出願業務を行うには、弁理士資格が必要ではありません。知財人口に関しては、減っている部分もあるのですが、海外特許出願業務など増えている部分は相当あります。グローバル対応の知財業務に関して、弁理士の位置付けがどうなのかというところを、見直す必要があるのだろうと思います。

それから、コンサルティングに関してですが、はっきり言ってクライアントは、実務経験がなく、座学だけで学んだ人には、信頼して仕事を頼むことはできないと思うのです。これに関しては第2回の本小委員会で、私は多様なキャリアパスがあることが望ましいということをお話させて頂きました。本当に信頼をもって仕事を頼める人間になるためのキャリアパスを考えたときに、ビジネス経験のない人が本当にどこまでやれるかというのは大きな課題です。今すぐ特効薬的なことはないですけれども、一つには長澤委員が言われたような産業界の協力というのも有効であると思います。特許事務所で明細書作成をしている人が圧倒的に多い事務所勤務の弁理士の中で、そういう人をどう育て上げていくかは長い目で考えなければいけないと思います。

櫻井委員が言われました、オープン、クローズ戦略というのは、本当にビジネスをわかっていないとできないことです。社内で働く知的財産の関係者ですら、事業全体のどの部分に競争力があるのか、どうやって将来的に利益をあげていくのか、グローバルな視点から事業を理解するというのは相当大変なことです。まして外部にいる人が本当にどこまでそれを理解して参画できるのでしょうか。例えばどこをオープンにして市場の裾野を広げるとか、デジュールあるいはデファクトスタンダードを狙った戦略策定など、事業のシナリオ作りは相当高度なものが求められます。そこに弁理士がどう関与していくかということとは、短期的には難しいですが、今後考えていく価値がある問題だと理解しています。

○相澤委員長 ありがとうございます。

市毛委員、いかがですか。

○市毛委員 時間の関係もありますので私の方からは1点のみ、資料3の6ページ、苦情等の受け付けなのですが、弁理士会の方の処分というか、一番最初は弁理士会に苦情を申し立てるといところからスタートして、弁理士会の処分の手続と、特許庁にも懲戒の申し立てをするという複数の依頼者にしては手段が選べるわけですがけれども、実際複数の手段を経ているうちに時間がかかっているという問題がございまして、苦情処理を受け付けた段階で、例えば登録料等の預かり金を横領してしまったり、あるいは自転車操業でもう手元に残ってなくて納められないという事態であっても、調査に時間がとられている間に次から次へと、また次の依頼者の預かり金を受けてしまう。あるいは、出願案件が放置される。そういった被害が拡大しているという事態が発生している案件が幾つかございました。預かり金を別の目的に使うというのは犯罪行為ですので、そういった悪質な事例で類似の被害が継続して起きるような可能性が高いものについては、早期に公に公表する等の

手段を講じて、被害の防止を図ることを考えられた方がよろしいと思います。これは弁理士会がやるのか特許庁がやるのかというそこら辺の切り分けの問題もあると思いますが、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 貴重な御意見、ありがとうございます。鋭意検討させていただきたいと思います。以上です。

○相澤委員長 特許庁、いかがですか。

○武田弁理士室長 弁理士会と相談しつつ今後進めてまいりたいと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございました。

蘆立委員、何かありますか。

○蘆立委員 弁理士会の方では非常に精力的に取り組んでいただいたという印象を受けました。私の方でかかわっている部分としては、平成 28 年度から試験制度が変わりますので、そちらのデータの分析等、長期的にやっていく必要があるかなと思っております。以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

柵木委員、いかがですか。

○柵木委員 報告書で弁理士制度についていろいろな提言がされている内容につきましては、本日御説明をお伺いいたしまして、弁理士法の改正であるとか、試験制度の改正、あるいは弁理士会としての取組という形で、報告書の内容、提言が実現されていることに非常に感心しながら議論を拝聴していたところでございます。日ごろ裁判所で仕事をさせていただいておりますと、充実した迅速な審理の実現には、代理人の方の適正、的確な訴訟活動が非常に重要であるということを実感しているところでありますので、実務能力向上に関する研修についてもいろいろ御説明をいただき、少人数制でなかなか講師の負担も重たいということも御紹介がありましたが、希望されていたり必要とされている方が、すべからく、数多く研修に参加できるような形で引き続き取組をしていただければと期待しております。

○相澤委員長 ありがとうございました。

南委員、試験部会長でもいらっしゃいますが、いかがですか。

○南委員 2点、コメントさせていただきます。1点目ですが、本日も弁理士会さんいろいろな御意見、要望がありましたけれども、今回、弁理士会で非常に広範な取組をされ

て、それらは称賛に値するというか、非常に評価できるのではないかと思います。ただ、今回は弁理士制度の見直しということで、多分5年後見直しの関係でこの弁理士制度小委員会も開かれて、そこでいろいろな御意見が出て、それを踏まえて弁理士会さんも取り組まれたと思います。

ここで出たような意見を、弁理士会さんには常時取り込めるような仕組みをぜひつくっていただければと思います。具体的には先程も出ましたけれども知財協さんとか、あと中小企業であれば商工会議所とか、毎年定期的に会合を持って現場のニーズがどうかを把握する仕組みです。日々皆さんはクライアントとして企業の皆さんと会っていますが、それは仕事上の付き合いなので、そうではなくて弁理士会の幹部の方が出るような組織対組織の会合で、現場のニーズがどういうものがあるかというのを常々吸い取るような仕組みをつくっていただきたいと思います。そして、それを本日提案いただいた弁理士会の取組をさらに充実させるように、日々取り組んでいただけるような仕組みをつくっていただければと思います。

それからもう一点、今座長からご紹介がありましたが、私は現在弁理士試験の試験部長を務めさせていただいておりますので、この審議会で決められた弁理士試験制度の見直しの具体的な実行を任せられております。この見直しの趣旨を踏まえて的確に実行できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見がございますか。

御意見をいただきありがとうございます。御意見を踏まえまして、日本弁理士会の取組についての評価がある一方、これからの取組も各委員の要望であるところですので、日本弁理士会が今後とも着実な取組をなされることを希望いたします。特許庁においても、これからの弁理士会の取組を含めて検討していただくということをお願いしたいと思いません。

それでは産業構造審議会知的財産分科会第7回弁理士制度小委員会を閉会したいと思います。皆様、長い間、御審議、御議論いただきましてありがとうございました。

5. 閉 会